

# 障害のある学生への支援に関する基本方針

令和6年2月7日

学長裁定

## 1 趣旨

この基本方針（以下「方針」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」第11条第1項に基づき定められた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に則り、共栄大学（以下「本学」という。）の教育理念に基づき障害のある学生への支援方針について定める。

## 2 基本方針

### （1）修学機会の確保

障害のある学生が、他の学生と同等の教育を受けることができるように、教育の質を維持しながら修学機会の確保に努める。

### （2）情報の公開

在籍する学生および本学へ入学を希望する学生に対して、方針に則り本学の受入れ姿勢等を示すとともに、広く情報の公開に努める。

### （3）修学上の支援内容の決定

学生本人または保証人からの要請に基づき、支援内容の検討を開始する。支援内容は、学生本人の希望を聞いたうえで、他の学生と同等に授業等の教育活動に参加できるように、本学関係者との共通理解のうえで支援内容を決定し、必要に応じて両者合意のもとで支援内容を見直す。

### （4）教育方法等

障害のある学生の教育方法等については、必要な情報保障、授業等におけるコミュニケーション上の配慮、そして試験や成績評価における公平性を担保する。学生が授業に参加する権利を保証し、必要かつ合理的な配慮の提供に努める。

### （5）支援体制

障害のある学生の支援については、学長のリーダーシップのもと、全教職員が方針に則り責任をもって対応する。

### （6）修学環境（施設・設備等）の整備

障害のある学生が、安全かつ円滑に本学での教育研究活動に参加できるよう、障害のある学生一人ひとりの声に耳を傾け、学内のバリアフリー化や修学環境の整備に努める。

### （7）障害への理解促進

他の学生や教職員がさまざまな障害への理解を深め、より適切な対応ができるように、研修会等を通じた理解の促進に努める。

## 3 改廃

この基本方針の改廃は、学長が行うものとする。